

令和8年度

看護職員を目指す方のための修学資金制度です!

三重県 保健師 助産師 看護師 等

# 修学資金制度

申込  
期間

令和8年4月1日(水)

～ 6月30日(火)必着

貸与額

大学(看護系大学).....	年 600,000 円
助産専門学校(助産師養成所).....	年 840,000 円
看護学校(看護師等養成所).....	年 432,000 円
通信制の看護学校.....	年 252,000 円
准看護学校(准看護師養成所).....	年 252,000 円

看護学生のみなさん!  
修学資金を借りて、三重県で働きませんか?

返還免除

三重県で一定の年数働くと、  
お金を返さなくてよくなります。

※ 返還免除には条件があります。詳細は、  
三重県ホームページ等をご確認いただくか、  
下記までお問い合わせください。



□お問い合わせ□

三重県医療保健部 医療人材課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

☎ 059-224-2053

✉ iryokai@pref.mie.lg.jp

まずは検索!

🔍 三重県看護修学資金 検索



# 三重県内で看護職員として働きませんか

三重県では、県内における看護師等の人材確保の取組の一環として、将来県内の医療機関等で看護職員として就業する意思のある方に対して、修学資金を貸与しています。

## 1 応募資格

将来、県内の医療機関等で看護職員として就業する意思があり、下記のいずれかに該当する方

※就業義務を課す他の貸付金等の貸与を受けているまたは受けようとする方は申込みできません。

- (1)－1 県外の看護系大学に在学している方は、申込みできます。
  - (1)－2 県内の看護系大学に在学している方は、県外出身者の方のみ申込みできます。
  - (2) 民間立の助産師養成所に在学している方は、申込みできます。
  - (3) 民間立の保健師養成所、看護師養成所、准看護師養成所に在学している方は、申込みできます。
- ※応募資格の詳細は、三重県ホームページ等をご確認ください。

## 2 貸与額

- (1) 看護系大学【大学】……………年 600,000円（月50,000円）
- (2) 民間立の助産師養成所【助産専門学校】……………年 840,000円（月70,000円）
- (3)－1 民間立の看護師等養成所【看護学校】……………年 432,000円（月36,000円）
- (3)－2 民間立の看護師養成所(通信制)【通信制の看護学校】……………年 252,000円（月21,000円）
- (3)－3 民間立の准看護師養成所【准看護師養成所】……………年 252,000円（月21,000円）

## 3 返還猶予（卒業後、返還免除までの期間）

### <返還猶予の条件>

卒業年に当該養成課程の免許を取得し、直ちに次の指定機関で看護職員の業務に従事していること

- (1)看護系大学……………県内の病院または診療所
- (2)民間立の助産師養成所……………県内で分べんを取り扱う病院、診療所または助産所  
※民間立の助産師養成所在学生で貸与を受けた方は、助産師の業務に限る
- (3)民間立の看護師等養成所……………県内の200床未満の病院、精神病床数が80%以上の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院など

## 4 返還免除

### <返還免除の条件>

上記「3返還猶予」の条件に該当し、返還の猶予を受けた方で、指定機関で下記の期間継続して看護職員の業務に従事したとき

- ・(1)看護系大学、(3)看護師等養成所の方：貸与を受けた期間+1年
- ・(2)助産師養成所の方……………：貸与を受けた期間+2年  
※民間立の助産師養成所在学生で貸与を受けた方は、助産師の業務に限る



## 5 注意事項

※退学や留年した場合、卒業年に当該養成課程の看護職員の免許を取得しなかった場合などは、借りたお金を返さなければならないことがあります。

※その他詳細は「令和8年度 三重県保健師助産師看護師等修学資金 修学生募集要項」を必ずご確認ください。